

山口県においてナマコの加工販売業等を営む申立会社が、中国輸出用の加工ナマコを取引先に販売していたところ、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置に伴い、取引が中止又は販売価格が低下したとして逸失利益を請求した事案において、販路の立証の程度、製品の性質や販売状況、仕入量の変動、申立会社における加工ナマコの取引期間（1月から5月まで）等を考慮して、令和6年1月から同年5月までの逸失利益（原発事故の影響割合を5割として算定。）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 逸失利益

（期間：自 令和6年1月1日 至 令和6年5月31日）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金387万3798円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月23日

(仲介委員 中村 嘉宏)